

## 監 査 報 告 書

社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

理事長 續 幸弘 様

### 1. 監査の概要

監事兩名は、社会福祉法第45条の18（監事）及び社会福祉法人熊本市社会福祉事業団の定款第18条（監事の職務及び権限）の規定に基づき、平成28年度（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）における①理事の職務の執行状況及び②法人の財産の状況について、視察及び決算報告書等の書類についての監査を行った。この場合において、監事兩名は、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きを実施した。この決算報告書の作成責任者は、社会福祉法人の長にあり、監事の責任は、独立の立場から、意見を表明することにある。

### 2. 監査の結果

監査の結果、理事の業務状況及び法人の財産状況は、社会福祉法人熊本市社会福祉事業団の定款に準拠し、かつ、決算報告書は一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計基準に概ね準拠しており、よって、適正と思料される。

### 3. 業務制限

社会福祉法人熊本市社会福祉事業団と監事兩名との間には、何ら利害関係は無い。また、監事兩名は、理事、評議員又は社会福祉法人の職員を兼ねていない。

以上

平成29年5月22日

監事

和田 淳



平成29年5月22日

監事

大熊 暢子



参考

【社会福祉法】

第五款 監事

第四十五条の十八 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から百三条まで、第百四条第一項、第百五条及び第百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第百二条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(役員資格等)

第四十四条 第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

2 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

(3項、4項 略)

5 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。

一 社会福祉事業について識見を有する者

二 財務管理について識見を有する者

(6項 略)

7 監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

【社会福祉法人熊本市社会福祉事業団定款第18条(職務及び権限)】

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

# 証 明 書

社会福祉法人熊本市社会福祉事業団の資産の総額は、平成28年度決算の結果、平成29年3月31日現在次のとおりであります。


(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
資 産 の 部	4, 710, 677, 979	
基本財産	2, 032, 371, 437	
現金預金	496, 108, 541	
事業未収金	278, 815, 827	
未収補助金	1, 818, 000	
立替金	1, 045, 083	
前払金	4, 532, 289	
仮払金	0	
その他の固定資産	1, 895, 986, 802	
負 債 の 部	257, 746, 287	
事業未払金	153, 817, 275	
預り金	8, 640	
職員預り金	7, 072, 303	
前受金	3, 800	
長期預り金	21, 548, 467	
退職給付引当金	75, 295, 802	
差 引 純 資 産	4, 452, 931, 692	

上記の通り相違ないことを証明する。

社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団

平成29年5月22日

監 事 大熊 暢子 

平成29年5月22日

監 事 和田 孝 